

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>「国際的な動向等も踏まえ当局のモニタリングの観点から必要と認められる者」については、その規模が必ずしも問われないこととなると解される。それにもかかわらず、これを「一定規模以上のファンド等の運用を行う者」に含めるのは、文言上無理がある。したがって、当該「必要と認められる者」についてもその規模を考慮することとするか、「一定規模以上のファンド等の運用を行う者又は国際的な動向等も踏まえ当局のモニタリングの観点から必要と認められる者」などとすべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「一定規模以上のファンド等」に「国際的な動向等も踏まえ当局のモニタリングの観点から必要と認められるファンド等」が含まれることを明確にする趣旨で修正させていただきます。</p>
2	<p>ファンドの運用戦略がどのようなものである場合にモニタリングが必要になると想定しているのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>国際的な動向等も踏まえ当局のモニタリングの観点から必要と認められるファンドの運用戦略として、例えば、ヘッジファンド戦略が該当するものと考えられます。</p>
3	<p>金融市場の安定性確保とリスクの早期察知のため、「一定規模以上のファンド等の運用を行う者へのモニタリング」に関する今般の改正は、国際的な金融監督の潮流に沿ったものであり、基本的な方向性には理解と賛意を表します。特に、規模基準(500億円以上)に加え、運用戦略や過去の調査結果等を踏まえた柔軟な対象選定は、実態に即した監督を可能にするものと考えます。</p> <p>モニタリングの調査項目には、流動性リスクや借入状況など、企業の経営戦略や顧客資産に関わる機微な情報が含まれます。これほどの情報を提出させるのであれば、業者側に対しても、提出情報の活用方針やリスク評価結果のフィードバックを行う仕組みが必要です。提出義務だけが強調され、業者との対話や支援が欠如している場合、監督の実効性と信頼性は低下します。</p> <p>今回の改正案は、国内外を問わず、一定規模以上のファンド等を運用する業者を対象としており、実質的には外資系企業への監督強化の側面もあると考えられます。監督の目的が「予防」であることを明確にし、業者との信頼関係を築く姿勢が求められます。</p> <p>提出されたモニタリング情報は、企業の機密情報であり、外部に漏洩すれば重大な損害をもたらす可能性があります。日本は過去に情報管理の甘さが指</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、従前のモニタリング項目による調査結果のフィードバックについては、証券監督者国際機構(IOSCO)が日本を含む各国からの報告を基にファンド統計を公開しているほか、金融庁においても、集計した情報をホームページで公表しているとともに、提出者との個別の対話も行っています。</p>

	<p>摘されてきた経緯もあり、行政側がこれらの情報を扱うにあたっては、最高水準のセキュリティ体制が求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの堅牢化（暗号化、アクセス制限、監査ログの整備） ・職員の情報管理教育と内部統制の強化 ・外部からのサイバー攻撃への防御体制の整備 ・情報漏洩時の迅速な対応と説明責任の明確化 <p>監督する側が、監督される側から信頼されるためには、情報管理においても模範的である必要があります。提出義務を課す以上、行政側のセキュリティ体制と説明責任の強化は不可欠です。</p>
4	<p>本改正において、モニタリング調査表の提出を求める対象となる「一定規模以上のファンド等の運用を行う者」とは、「毎年6月末日における直近の事業年度終了時点において、以下に該当し、顧客資産の運用資産額の合算で200億円以上を運用する者をいう。」という内容に修正すべきである。</p> <p>改正案の原案においては、「国際的な動向等も踏まえ当局のモニタリングの観点から必要と認められる者（例えば、ファンドの運用戦略や前年の調査結果等を踏まえて、500億円未満のファンド又は顧客資産を運用する者を対象とすることが考えられる。）をいう。」とあるが、モニタリング調査表の提出を求める対象に「500億円未満」を含めるようにするのであれば、金額の基準は有名無実な恣意的なものになるため、「純資産額が200億円以上の顧客資産を運用する者」を金額の基準として、一律で提出を求めるようにした方がよい。（そもそも、モニタリング調査表は提出の業務負荷を考慮しなければならないほどの内容でもなく、実際にモニタリグを深堀りするかどうかについては、提出を受けた上で当局側が判断すればよい。）</p> <p>※「200億円」という金額の基準は、「適格投資家向け投資運用業」における「運用資産額を合算で200億円未満に抑える制限」を勘案している。なお、改正前と改正案の原案においては、「1ファンド又は1契約あたり」を基準としているが、実質は同じものであっても契約やファンドの形態によって金額は分割され得るため、「顧客資産の運用資産額の合算」という基準とするほうが適切である。</p>